

健康管理業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

＜成人検診＞＜母子保健管理＞

- 厚生労働省地域保健・健康増進事業報告の以下の報告に必要な項目
 - 15(5)健康増進(歯周疾患健診・骨粗鬆症検診)
 - 15(8)健康増進(がん検診)
 - 15(9)健康増進(肝炎ウイルス検診)
 - 2(1)母子保健(妊娠の届出)
 - 2(2)母子保健(健康診査)

＜訪問・相談・教室管理＞

- 対象者情報、集団情報(教室参加者等)(継続的な保健指導を行うため)

＜予防接種管理＞

- 母子手帳に記載が定められている項目
- 過去分の被接種者データ(乳児から成人前まで接種期間が長く、紙台帳での保管・運用を行うよりデータ管理が望ましいため)